

メトブロムロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年5月25日～令和4年6月23日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 5通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 実験結果が文章ばかりで見づらいしわかりにくいです。もっと噛み砕いて、老若男女誰でもわかるような書き方にしてほしいです。また、このようにひっそり情報を載せず、もっと大々的に国民に賛否を問う形にならないですか？現在妊娠中ですが国の安全基準に則って製造、販売されている食べ物を食べる気になりません。子育てもこのような状況下では怖いです。近隣のスーパーなどでも安全な物を気軽に手に入れられるようにしてほしいです。これ以上農薬を増やさないでください。国民の目に触れる情報も減らさないでください。この記事に関して、意見の申し立て方法が他と違うのは何故ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見・情報の募集（パブリックコメント）は、専門調査会で審議した評価書（案）について、国民の皆様から科学的な内容に関する御意見・情報を収集し、必要に応じて、最終的な評価結果に反映させるために行っているものです。食品安全委員会での審議後、募集案内をホームページに掲載し、報道機関等にも公表しており、御意見・情報の提出は電子メール、郵便又はファックスで受け付けております。また、食品安全委員会では、農薬の安全性に関する理解を深めるため、意見交換会の開催やホームページにおける情報提供等を行っています。わかりやすく正確な資料となるよう心がけながら、適切にパブリックコメントやリスクコミュニケーションを行うように努めてまいります。
<p>【意見2】 初めてパブリックコメントに意見させていただきます。去年主婦になり、料理をすることが増えました。そのため、買い物などで食品表示を見ることが多くなりました。その際に日本で売られているものには多くの添加物が使用されていることを知りました。今回のメトブロムロンもそうですが、マウス実験などをして、発がん性が見られた場合でも、少量なら大丈夫と判断し、使用している添加物や農薬がこの日本に何種類あるのか。スーパーで買い物する時に裏に記載されている食品表示を見て買い物することがこの当たり前なこの世の中を無くして欲しいです。おそらく政治家の方々はそれならもっといいもの買えばいいじゃ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 ・本剤の評価においては、本剤投与による発がん性は認められておらず、各試験で得られた無毒性量を基に許容一日摂取量（ADI）を、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基に急性参照用量（ARfD）を、それぞれ種差及び個人差を考慮した安全係数で

<p>ないか、とお考えかも知れませんがそんな余裕のある国民はどれだけいるでしょうか。他国から輸入したもの(農薬や添加物を山ほど使用済み)をスーパーに並べ、国産のものがどんどん減っている状況で、この国は日本ですか。日本のものはどこに行ったら購入できるのですか。日本はなぜ農薬大国と言われているのですか。もうこれ以上使用出来る農薬、添加物を増やさないでください。いつか安心して食事ができる日を願っております。</p>	<p>除して設定しております。食品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬の登録及び使用に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省、厚生労働省及び環境省に情報提供いたします。
<p>【意見 3】 農薬は一切使用しない。雑草と共生する。</p>	
<p>【意見 4】 臭素 Br が使われている事については不安性があるので(毒性、蓄積性、環境への拡散等)、使用は控えた方が良いのではないかという感じがした。</p>	
<p>【意見 5】 承認農薬成分数約 600 種、添加物約 830 種、遺伝子組換え食品系 400 種、遺伝子組換え飼料 100 種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHO では、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？ 一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を 1,000 に設定して基準を厳しくすべき。 また、審議の際に使った資料は 79 あるが、その殆ど(76)が申請者の提出したものでしかも非公表。 これで公正な審議ができるわけがない。申請者は何度でも自分の都合の結果が出るように試験等を繰り返すんでしょね。第三者が実施したもののみ、審議に使うよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。 複数の化合物へのばく露については、現段階では、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。 また、参照資料は、「食品安全委員会の公開について」(平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定)に基づき、原則として公開することとされていますが、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開としております。資料のうち、試験の概要を記載した農薬抄録等については、「農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について」(令和 2 年 5 月 20 日農薬第一専門調査会決定)に基づき、専門

<p>にしてください。</p>	<p>調査会での審議終了後に、申請者の知的財産に係る内容がマスキングされた閲覧用資料を事務局において公開していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 評価に用いる資料に関しては、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」（令和元年10月1日食品安全委員会決定）に基づき、評価に必要な資料を要請者がその責任において提出すること、資料の内容の信頼性を要請者が確保することを求めています。更に、信頼性確保に関しては、ガイドライン等で規定された試験方法によって実施された試験成績、適正に運営管理されていると認められる GLP (Good Laboratory Practice) に対応した試験施設等において実施された試験成績及び国際機関における評価書等の科学的に信頼できる資料を提出するよう求めています。 <p>また、食品安全委員会においては、個別の試験結果について、上記のほか、試験条件、試験結果等データの科学的な信頼性を確認しながら評価を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 農薬の登録及び残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び厚生労働省に情報提供いたします。
-----------------	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。